

海上保安庁業務継続計画  
(首都直下地震対策)

平成 26 年 7 月

海上保安庁

## 目 次

<b>第1章 本計画の位置づけと基本方針</b>	1
<b>1 本計画の位置づけ</b>	1
(1) 背景	1
(2) 位置づけ	2
<b>2 基本方針</b>	2
<b>第2章 想定災害と前提条件</b>	4
<b>第3章 非常時優先業務</b>	7
<b>1 非常時優先業務の抽出</b>	7
<b>2 業務影響分析</b>	7
<b>3 非常時優先業務等</b>	8
(1) 応急対策業務	8
(2) 一般継続重要業務	11
(3) 管理事務	12
<b>第4章 業務継続のための執行体制</b>	13
<b>1 参集要員の指名等</b>	13
(1) 本庁対策本部要員の指名	13
(2) 重要業務を継続するための要員の指名	14
(3) 内閣府による職員のおっせん	14
<b>2 発災時の行動</b>	15
(1) 勤務時間外に発災した場合	15
(2) 勤務時間内に発災した場合	17
<b>3 安否確認及び参集状況の把握</b>	17
<b>4 権限委任</b>	18
<b>第5章 業務継続のための執務環境の確保</b>	19
<b>1 庁舎・設備</b>	19
(1) 庁舎	19
(2) 電力	19
(3) 備蓄	20
(4) 什器転倒防止対策	21

2	情報通信	2 1
( 1 )	応急通信の確保	2 1
( 2 )	電話設備	2 2
( 3 )	通信施設	2 2
( 4 )	情報システム	2 2
3	広報	2 2
4	来庁者及び帰宅困難者への対応	2 3
5	負傷者の救護	2 3
6	本庁対策本部の代替施設	2 4
 <b>第6章 教育訓練等</b>		 2 5
1	教育訓練	2 5
2	評価	2 5
3	各職員の業務継続のための備え	2 5

## 第1章 本計画の位置づけと基本方針

### 1 本計画の位置づけ

#### (1) 背景

首都地域では、大正12年に発生した関東大震災と同様のマグニチュード(M)8クラスの地震が200年から300年間隔で発生しており、次のM8クラスの地震の発生は、今後100年から200年先と考えられているが、その間にM7クラスの地震(以下「首都直下地震」という。)が数回発生すると予想されている。首都直下地震が発生した場合には、膨大な人的・物的被害が発生するとともに、我が国の首都中枢機能に障害を与え、我が国全体の国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、政府は、「首都直下地震対策大綱」(平成17年9月中央防災会議決定)、「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月中央防災会議決定)等を策定し、首都直下地震対策を強力に推進するとともに、当該対策の一環として、中央省庁を含む首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定することとされた。

平成19年6月には業務継続計画を策定するための指針となる「中央省庁業務継続ガイドライン」が内閣府から示され、中央省庁が業務継続計画を策定するに当たっては、地震の発生によって生じる災害応急対策業務等の緊急的な対策業務(以下「応急対策業務」という。)と、地震発生の有無にかかわらず存する国民生活や経済活動等に係わる重要な通常業務であって業務継続の優先度が高い業務(以下「一般継続重要業務」という。)との両者を合わせた業務(以下「非常時優先業務」という。)を網羅した計画を定めることとされた。

平成24年3月23日、東日本大震災を踏まえ、首都中枢機能の継続性確保を図るため、府省庁局長クラスによる「首都直下地震対策局長級会議」が設置され、当面取り組むべき対策等が申し合わされた。

平成25年12月19日、中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、被害想定として、単に人的・物的被害等の定量的な想定をするだけでなく、防災減災対策の検討に活かすことに主眼を置き、それぞれの被害が発生した場合の被災地の状況について、時間経過を踏まえ、相互に関連して発生しうる事象に関して、対策実施の困難性も含めて、より現実的に想定することとされた。

さらに、平成26年3月28日の閣議において、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)に基づき、「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」が決定された。

以上を踏まえ、海上保安庁においては、政府業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、「海上保安庁業務継続計画」の見直しを行うこととした。

なお、今後、中央防災会議にて被害想定が見直された場合や課題への取り組み状況にかんがみ、随時、海上保安庁業務継続計画の見直しを行うことと

する。

(参考)

海上保安庁では、従来から海上保安庁防災業務計画に基づき、地震災害の発生等に備えた対応体制の整備を進めており、地震発生時には、本庁に海上保安庁長官を本部長とする地震災害対策本部を直ちに設置し、組織が一丸となって迅速かつ的確な応急対策業務を継続的に実施するための体制を構築するため、地震災害対策本部の構成、所掌事務、対策本部要員の指名、自動参集の基準、職務代行順序等を定めているほか、具体的な応急対策業務の実施内容、食料の備蓄基準等を明記したマニュアルを整備している。

このほか、海難救助や海上交通の安全確保等の人命の安全に係わる一般継続重要業務については、それぞれの業務所管課等において、当直者の配置、代替連絡手段の確保等の業務継続のための措置を講じるとともに、これらを全庁的に整理・統合した計画を策定している。

(2) 位置づけ

海上保安庁は、その所管する事務に係る機能が停止又は低下する可能性のある首都直下地震発生時においても、海上保安庁防災業務計画に基づく防災対策業務を遅滞なく実施するとともに、業務停止が人命の安全や社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続する必要がある。

海上保安庁業務継続計画は、このような首都直下地震が発生した場合における業務継続の観点を踏まえ、応急対策業務に加え一般継続重要業務をも網羅した計画として策定しており、海上保安庁防災業務計画を補完し、同計画とともに首都直下地震対策大綱で定められる震災対策を政府の一員として実現するための計画と位置づけられる。

## 2 基本方針

海上保安庁は、首都直下地震応急対策活動要領において明記されているとおり、船艇・航空機を保有する実動機関として、救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等に関する応急対策業務を担っており、これら業務の遅延や停止は人命の安全や社会経済活動に直接係わる。

また、海上保安庁は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋汚染等及び海上災害の防止等を任務としていることから、これらの事案が発生した場合には、待ったなしの対応が求められ、地震による被災を理由とした対応の遅延等は許されない。

このため、海上保安庁は、与えられたこれらの任務を遂行するため、下記の基本方針に基づいて、業務の継続を確保する。

人命の安全や社会経済活動に直接係わる救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルート確保等に関する応急対策業務を最優先として業務継続の確保に万全を期す。

地震により被災した業務資源の応急復旧を迅速に行い、業務の遅延・停止を可能な限り無くす。

地震発生時には、限られた人員及び業務資源を組織の枠を越えて効率的かつ効果的に配分し、業務の継続を確保する。

海上保安庁の職員等（来庁者を含む）の安全を確保する。

## 第2章 想定被害と前提条件

想定災害は、中央防災会議で想定されている都心南部直下地震（M7.3、東京23区の最大震度7）とし、その想定被害は中央防災会議首都直下地震対策ワーキンググループの想定（「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」の「本文」及び「人的・物的被害（定量的な被害）」並びに「施設等の被害の様相」（平成25年12月）を基本とする。また、本計画の前提条件については、中央防災会議の想定（平成25年12月）を念頭に置いた上で、政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）における「4 被害想定」に基づくものとする。

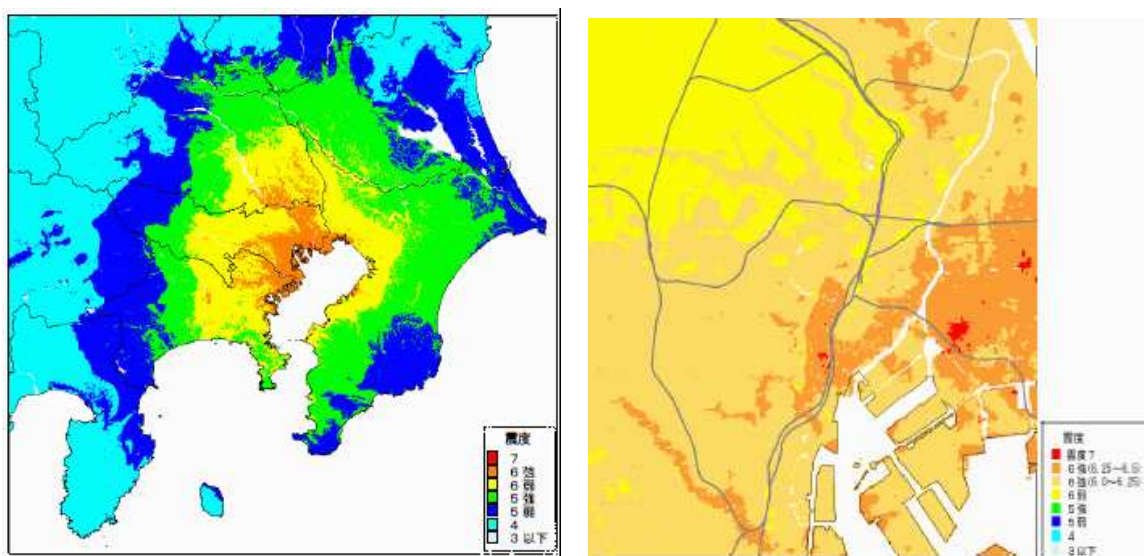


図-1 都心南部直下地震（プレート内）の震度分布図 右図：都区部拡大図

（首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書 図表集（平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震モデル検討会）」

### 1. 想定被害

#### 被害概要（最大）

- ・死者約2.3万人。負傷者約12.3万人（うち重傷者約3.7万人）
- ・帰宅困難者約800万人（都内で約490万人）
- ・避難者1日後約300万人（うち避難所生活者約180万人）  
2週間後約720万人（うち避難所生活者約290万人）
- ・建物全壊約61万棟（うち火災焼失約41.2万棟）
- ・ライフライン施設被害による供給支障（発災直後）
  - 電力 約1,220万軒（51%）
  - 上水道 約1,444万人（31%）
  - ガス 約159万軒（17%）

通信 約 469 万回線（48％）

（各括弧内の数字は東京都内における支障率を表す。）

## 公共交通機関

### 鉄道

首都圏の鉄道は、橋脚、電柱、架線等に被害が発生し、全線運行停止する。

### 道路

一般道路は、震度 6 強以上のエリアで道路施設の被害、沿道建物の倒壊、延焼火災等により通行困難区間が生じるが、4 車線道路など幅員の大きな道路は交通機能を果たす。

通行可能な箇所でも平均走行速度 5 Km/h の深刻な交通渋滞が発生する。

震度 6 強以上のエリアの高速道路においては、一部の箇所で応急復旧を要する被害や近隣の延焼火災の危険のため、不通となる。

## 本省庁舎

- ・ 建物が倒壊するなどの大きな損傷が生じるおそれは小さいが、設備や配管等に対する損傷、付属工作物の機能不全、データの復旧困難等により、多くの機関において業務の再開までに一定の時間を要する。

## 本省庁舎に係るライフライン等

### 電力

- ・ 東京湾内の火力発電所はおおむね運転を停止し、電力供給能力は平時の 5 割となるが、首都中枢機能や都心 3 区では需要抑制が回避される場合がある。

### 電話

- ・ 固定電話、携帯電話は、大量のアクセスにより輻輳が発生するため 90 %規制が実施され、ほとんどが通話できなくなる。ただし、災害時優先電話等の重要通信は確保される。
- ・ 携帯メールは、大幅な遅配等が発生するが使用できる。

### 下水道

- ・ 管路やポンプ場、処理場の被災により、揺れの強いエリアを中心に下水道の利用が困難となる。（東京 23 区内では約 1 割）

### ガス

- ・ 東京で約 3 割の利用者への供給が停止し、機能が停止する可能性がある。

### インターネット

- ・ インターネットは利用できないエリアが発生するが、プロバイダーサービスは継続される。



- ・断線により外部とのインターネット接続は困難となる可能性がある。  
上水（飲料水）
- ・管路や浄水場等の被災により、揺れの強いエリアを中心に断水が発生  
（東京 23 区内では約 5 割）する。

## 2 . 前提条件

### 公共交通機関

#### 鉄道

- ・地下鉄の運行停止は、1 週間継続する。JR 及び私鉄の運行停止は、1 か月継続する。

#### 道路

- ・主要道路の啓開には、1 週間を要する。

### 中央合同庁舎 3 号館、海洋情報部庁舎、海上保安試験研究センター

- ・倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低い。

### ライフライン等

#### 電力

- ・停電は 1 週間継続する。

#### 電話

- ・商用電話回線の不通は 1 週間継続する。
- ・マイクロ回線のうち、特に重要なものは 6 時間を目途に応急復旧、重要なものは 36 時間を目途に復旧する。

#### 下水道

- ・下水道の利用支障は 1 か月継続する。また、断水は 1 週間継続する。

#### ガス

- ・発災 3 日後には、首都中枢機能を早期に回復させるため、順次供給が再開される。

#### インターネット

- ・発災 1 週間後には、断線の復旧は進むものの、停電の長期化、データセンター停電対策の燃料枯渇より、通信状況は不安定となる。

#### 上水（飲料水）

- ・断水は 1 週間継続する。

### 首都直下地震発生時の標準的参集条件

- ・発災 1 週間は徒歩による参集のみ（公共交通機関は運行停止）
- ・歩行速度は 時速 2 km（障害物による迂回及び休憩の時間）

## 第3章 非常時優先業務

### 1 非常時優先業務の抽出

首都直下地震発生後、業務遂行に必要となる資源が大幅に不足するおそれのある状況下において、海上保安庁に与えられた任務を的確に遂行するためには、真に業務継続が必要な業務、すなわち非常時優先業務を選定し、当該業務の遂行に必要となる資源を優先的に確保できるよう、限られた資源を効率的かつ効果的に配分する必要がある。

このため、海上保安庁が行うべき個々の業務について、想定災害の発生後、当該業務の遅延や停止による社会への影響度を分析する業務影響分析を行い、非常時優先業務を抽出した。

### 2 業務影響分析

当該業務が遅延・停止した場合に、国民生活や経済活動にどのような影響を与えるかについて、「中央省庁業務継続ガイドライン 第1版（平成19年6月）」の「影響の重大性」の評価基準を参考にして、地震発生からの経過時間（1、3、12時間、1、3日、1、2、3週間、1か月）毎に、次の影響レベル（レベル～）で評価を行った。

- レベル：影響は軽微  
その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル
- レベル：影響は小さい  
若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）
- レベル：影響は中度  
国民生活上の不便、法定手続の遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル（真剣に復旧対応を行うべきレベル）
- レベル：影響は大きい  
法令違反、重要な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起こることが予想されるレベル
- レベル：影響は極めて大  
人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

業務影響分析の結果、1か月以内にレベル以上の影響となる業務を非常時優先業務として抽出した。

以下、非常時優先業務を地震発生によって直接的に生じる応急対策業務と地震発生の有無にかかわらず継続されるべき一般継続重要業務に分けて説明する

とともに、非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等を行う事務（以下「管理事務」）を説明する。

### 3 非常時優先業務等

#### (1) 応急対策業務

首都直下地震が発生した場合において、海上保安庁が行う応急対策業務については、業務影響評価の結果、海上保安庁に与えられた任務の性格から、そのほとんどが発災後直ちに又は1時間以内に開始されるべき業務と評価され、24時間を超える猶予時間が与えられた業務はなかった。

##### 対策本部の設置等（発災後直ちに）

首都直下地震が発生した場合には、海上保安庁長官を本部長とする海上保安庁地震災害対策本部（以下「本庁対策本部」という。）を本庁に直ちに設置し、応急対策業務を強力かつ統一的に推進する。

対策本部における業務を円滑に処理するため、本庁対策本部に5つの業務室を置き、優先的かつ組織の枠を越えて人員等を配置するものとする。

万一、情報通信ネットワークの欠損により本庁対策本部又は第三管区海上保安本部対策本部が機能しない場合は、船艇・航空機の指揮運用等の一部応急対策業務を、復旧までの間、他の管区対策本部に代行させるものとする。

ただし、必要に応じて、各業務室の総括班の機能を統合した総括室や記録の整理を一元的に担当する記録班等の室や班を設置するものとする。

また、政府方針に従い応急対策業務を効果的に実施するためには、政府の緊急災害対策本部等との緊密な連携が必要不可欠であることから、連絡要員を同本部に速やかに派遣し、関連情報の収集や連絡調整を直接行う。

##### 船艇・航空機の動員（発災後直ちに）

甚大な被害の発生及び混乱が予想される首都直下地震が発生した場合において、全国から船艇・航空機及び資機材等を迅速かつ効果的に首都周辺海域に派遣・増援するため、あらかじめ、船艇・航空機等の動員計画を定めるとともに、同計画に基づいて事前に派遣命令を発出している。

これにより、計画に定められた船艇・航空機等は、自動的に首都周辺海域を管轄する第三管区海上保安本部に派遣され、同本部の現有勢力とともに応急対策業務に従事する。また、被害の発生状況等に応じて更なる増援を行う。

##### 情報の収集及び提供（発災後直ちに）

首都直下地震が発生した場合には、直ちに船艇・航空機等を活用した情報収集を行う。海上保安庁において収集する主な情報は次のとおりである。まずは飛行機を主に活用して、被災状況の調査、情報収集を行う。

ア 海上、沿岸部及び離島における被害状況

- ・被災地周辺海域における船舶交通、漂流物等の状況
- ・船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ・石油コンビナートの被害状況
- ・流出油等の状況
- ・水路・航路標識の異状の有無
- ・港湾等における避難者の状況

イ 陸上における被害状況（アの情報収集活動等に支障を生じない範囲で実施）

ウ 海上保安庁の庁舎、施設、船艇・航空機等の被害状況

収集された情報は、本庁対策本部等において集約・分析し、速やかに応急対策活動の展開に活用するとともに、政府の緊急災害対策本部等に伝達し、情報の共有を図る。

特にヘリコプターにより収集された映像情報は、被害の発生状況等を正確に把握し、対応方針等を決定する上で極めて重要な情報であることから、これを迅速に行い、リアルタイムで政府の緊急災害対策本部等へ配信する。

また、収集された情報については、映像情報も含めて、速やかに報道機関等を通じて広報を行い、被害の発生状況や応急対策活動の実施状況等に関する情報を国民に提供する。

救助・救急活動（情報収集後直ちに）

情報収集により人命の安全に直接係わる救助・救急活動の必要を認められた場合には、直ちにこれを最優先事項として対応するため、ヘリコプター、特殊救難隊、機動救難士及び潜水土を投入して、救助・救急活動に万全を期すとともに、航空基地以外の飛行場、ヘリコプター搭載型巡視船等ヘリコプターを活用するための拠点の確保について、早急に調整を行う。

また、関係機関・団体等と早急に調整の上、ヘリコプター搭載型巡視船等に、医師・看護師等を乗船させ、傷病者の応急処置や緊急搬送を効果的に行う。

船舶交通の安全確保（情報収集後直ちに）

地震により発生した海難船舶、漂流・沈没物、水深の異状、航路標識の損壊等は、東京湾内の船舶交通の安全に危険を及ぼすばかりでなく、東京湾外の緊急輸送活動等の応急対策業務を阻害することとなり、以後の復旧・復興活動に多大な悪影響を与える。

このため、測量船、灯台見回り船を集中的に投入するとともに、必要に応じ、巡視船艇、航空機を投入して、被害状況の調査や情報収集を行うものとし、船舶交通の安全に影響を及ぼす事態を認めた場合には、速やかに航行警報や沿岸域情報提供システム（MICS）による海上安全情報等の提供により船舶関係者等に周知するとともに、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。また、船舶交通の障害物の所有者等に対して除去等を命じ又は勧告するとともに、水深の異状を認めた場合には、必要に応じて検測を行い、応急標識の設置等により水路の安全を確保する。さらに航路標識が損壊・流出した場合には速やかに仮設の灯火を設置する等の応急措置を行うとともに、復旧対応を行う。

#### 緊急輸送活動（情報収集後直ちに又は要請あり次第）

情報収集により緊急輸送の必要を認めた場合、又は政府の緊急災害対策本部等から傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送の依頼があった場合には、迅速かつ積極的にこれを行う。また、緊急輸送を実施する場合には、機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を使い分け効果的に行う。

なお、あらかじめ自治体、団体等との間で救援物資の輸送に関する協定の締結を推進するものとし、特に、大型巡視船にあっては、水の輸送に優れた能力を発揮することから、陸上の機関と岸壁、給水車の手配についてあらかじめ調整するものとする。

#### 流出油等防除活動（情報収集後直ちに）

情報収集により船舶や臨海コンビナート等から海上への大量の油等の流出を認めた場合には、油等を流出させた原因者に適切な油防除活動を行うよう指導等を行うとともに、原因者が適切な防除措置を行っていない場合には、必要に応じて船艇及び航空機を出動させ、配備している資機材等を活用し、関係機関と協力して油等の防除活動を行う。

#### 応急復旧及び後方支援活動（発災後直ちに～24時間以内）

海上保安庁の庁舎・施設・船艇・航空機等の被害状況については、発災後直ちに情報収集を開始し、1時間以内には対策本部においてその全容を把握するよう努める。これを基に応急対策業務に従事可能な勢力等の割出し・配分を行うとともに、速やかに詳細な被害調査を行い、可能なところから応急復旧に着手する。

また、本庁対策本部の機能を維持・継続するため、応急通信手段等を

速やかに確保するとともに、応急対策業務に必要な物品・役務の調達、対策本部要員等への非常食配布等の後方支援活動を行う。

## (2) 一般継続重要業務

首都直下地震が発生した場合における一般継続重要業務については、業務影響評価の結果、大きく分けて、我が国周辺海域で発生する事件・事故等への対応等に代表される「危機管理等関連業務」、業務の中断が国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある「許認可等関連業務」、本庁における事務の停滞によって海上保安部署等の業務遂行能力に大きな影響を及ぼすおそれがある「業務支援等関連業務」の3つの重要業務に分類した。以下、この分類に従って説明する。

### 危機管理等関連業務

海上保安庁は、海上における治安の維持、海難救助、海上交通の安全確保、海洋汚染等及び海上災害の防止等に関する業務を任務とする危機管理官庁であり、一旦、我が国周辺海域において危機管理事案が発生した場合には、首都直下地震に係る応急対策業務を行っている最中であっても、これら事案への対応を遅延・中断することは許されない。また、人命の安全や二次災害の発生に直結するおそれがある航海安全情報等の提供に関する業務についても、同様に遅延・中断は許されない。

具体的には、警備救難部管理課運用司令センターが行っている、短波、インマルサット衛星、非常用位置指示無線標識(EPIRB)による遭難警報の受信、船舶電話による118番緊急通報の受付業務や事案発生時における船艇・航空機への指示、関係機関との連絡調整等の初動措置に関する業務等がこれに該当するとともに、海洋情報部航海情報課水路通報室が収集する航海安全情報を無線・衛星等を介して船舶関係者等に提供する航行警報等の起案・発出に関する業務並びに交通部計画運用課ディファレンシャルGPSセンターが行っているディファレンシャルGPSの保守及び運用の実施に関する業務等が該当する。

これらの業務については、交代制勤務の導入や当直者の配置により24時間の業務執行体制及び機器等の管理・保守体制を構築するとともに、必要に応じて機器の二重化、代替業務手段の確保等の措置を講じているところであるが、今後とも業務継続に万全を期すべく、更に確実性の高い代替業務手段の導入等について検討する。

### 許認可等関連業務

許認可業務については、海上保安庁長官が処分権者となっているものについて、標準処理期間が1か月未満かつ月平均処理件数が1件以上であることをメルクマールとして付加したうえで業務影響評価を行い、業務の中断が国民生活や経済活動に与える影響が大きい業務を重要業務と

して抽出し、業務立上げ目標時間内に必要な人員を優先配置して業務継続を図ることとした。このほか、業務の停止が国民生活等に大きな影響を与える業務についても、業務立上げ目標時間を設定した。

【業務継続を図る許認可業務】

担当部	業務内容	根拠法令	業務立上げ目標時間
海洋情報部	海上保安庁以外の者が実施する水路測量の許可	水路業務法第6条	1週間
	水路図誌等の複製承認	水路業務法第24条	1週間
	海図等類似刊行物の発行許可	水路業務法第25条	2週間
	水路測量等の受託に関する業務	水路業務法第26条	1週間

【業務の停止が国民生活等に大きな影響を与える業務】

担当部	業務内容	業務立上げ目標時間
海洋情報部	航海の安全に必要な海図の最新維持情報を提供するための業務	3日
	海洋速報及び日本海洋データセンター等を通じて海洋観測データを提供するための業務	2週間
	海図の在庫切れに対応するための業務	2週間
交通部	航路標識の告示に関する業務（航路標識法第6条）	3日

業務支援等関連業務

首都直下地震の発生により、海上保安庁における業務が長期間にわたって滞った場合、各管区海上保安本部及び海上保安部署等の業務遂行能力に影響を与え、結果として国民生活や経済活動に大きな影響を与えるおそれがある業務を重要業務として抽出し、業務立上げ目標時間内に必要な人員を優先配置することにより業務継続を図ることとした。

(3) 管理事務

首都直下地震が発生した場合における管理事務は、非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることから、非常時優先業務は管理事務なくしては成り立たない。このため、非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務を行う人員を配置する。

## 第4章 業務継続のための執行体制

海上保安庁では、海上における事件・事故情報の収集・伝達、船艇・航空機を使用した初動措置等の指揮を一元的に行う運用司令センターを設置し、24時間体制でこれらの業務を遂行するための要員を配置するとともに、応急対策業務を実施する本庁対策本部の要員や一般継続重要業務を継続するための要員をあらかじめ指名し、首都直下地震の発生等に備えた業務執行体制を整備している。

### 1 参集要員の指名等

#### (1) 本庁対策本部要員の指名

本庁対策本部要員については、各業務室長（各部長）が本庁対策本部における事務分掌、居住地等を考慮してあらかじめ指名しておくこととされている。具体的には「参集可能職員数の考え方」に基づいて算出した参集可能人数をもとに、本計画で抽出した首都直下地震応急対策業務を継続するために必要な最小人数を確保したうえで、長期化に備えた交代制による対応が可能となるよう要員をあらかじめ指名する。また、人事異動等があった場合には速やかに見直しを行うこととし、異動時期に合わせて、総務部国際・危機管理官において本庁対策本部要員の指名状況を把握するものとする。

また、上記規則では、各部長は地震災害の状況、本庁対策本部要員の参集状況等に応じて、所属職員のうちから新たに本庁対策本部要員を指名し、又は指名された本庁対策本部要員の指名を解除できるとしており、臨機応変な対応体制の確保を可能としている。

なお、海上保安試験研究センターにおいても、同様に首都直下地震等が発生した場合における職員参集体制が確保されている。

#### 【参集可能職員数の考え方】

職員参集予測について、政府業務継続計画では、「被害想定を踏まえ、首都直下地震が通常の勤務時間以外の時間に発生した場合に中央省庁の庁舎へ参集することができる職員の人数について、内閣府が定める方法により調査を行い、時間別に把握するものとする」とされている。同方法に基づき、海上保安庁における業務継続計画における参集可能職員数を以下のとおり想定する。



## 参集可能職員数の条件設定

発災時間		勤務時間外の発災
10km 圏内	参集手段	徒歩
	参集不可能職員の条件設定	職員のうち 1 割は、自ら及び家族の死傷等により、参集不可能
	参集可能職員の条件設定	参集可能職員について、家族等の安否確認等に時間を要すると仮定し、参集開始時刻を 12 時間後、24 時間後、48 時間後として、それぞれ 3 割ずつ設定 残りの 1 割については、直ちに参集可能とする。
10km ~ 20km 圏内	参集手段	徒歩又は鉄道
	参集不可能職員の条件設定	10km 圏内の場合と同様とする。
	参集可能職員の条件設定	10km 圏内の場合と同様とする。
	徒歩参集職員の減少設定	10km を超えて、距離が 1 km 遠くなるごとに、1 割ずつ徒歩参集できない職員が増加 徒歩参集できない職員は、鉄道を利用して参集するものとし、「20km 圏外」と同様の扱いとする。
20km 圏外	参集手段	鉄道
	参集不可能職員の条件設定	10km 圏内の場合と同様とする。
	鉄道を利用して参集する職員の条件設定	半数が発災後 1 週間までに登庁し、残りの半分が発災後 2 週間までに登庁する。

### (2) 重要業務を継続するための要員の指名

本計画で抽出した一般継続重要業務を所掌する課（室、官、所）の長は、「参集可能職員数の考え方」に基づいて算出した参集可能人数をもとに、当該重要業務を継続するために必要な要員及び当該要員の不在等に備えた代替要員を所属職員のうちからあらかじめ指名するものとする。また、人事異動等があった場合には速やかに見直しを行い、関係者に周知するものとする。

### (3) 内閣府による職員のおっせん

首都直下地震発生時、非常時優先業務等に従事する職員が不足した場合は、各管区対策本部派遣班の派遣依頼を検討する等職員の調整を行う。それでも

なお非常時優先業務等の全部又は一部を継続することが困難な場合は、政府業務継続計画において定める内閣府による職員のあつせんを活用することとなっていることから、必要に応じて、その活用について検討する。

## 2 発災時の行動

### (1) 勤務時間外に発災した場合

#### 参集要員の行動

#### ア 参集基準

本庁対策本部要員の参集については、地震災害対策本部規則及び同実施細目において、次の場合には、あらかじめ指定された場所に直ちに参集しなければならないとしている。

次の事態の発生を認知したとき

- ・警戒宣言が発せられたとき
- ・地震災害の発生により災害緊急事態の布告が発せられたとき
- ・地震災害の発生により非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置されたとき
- ・大規模な地震（震度 6 弱、東京 23 区では震度 5 強以上）が発生したとき
- ・大津波警報が発令されるとき

呼集命令の伝達を受けたとき

地震のため、一般電話回線等により、本庁に連絡がとれないとき

上記の規定は、すべての地震災害を念頭において本庁対策本部要員の参集基準を規定したものであるが、首都直下地震が発生した場合には、「大規模な地震（震度 6 弱、東京 23 区では震度 5 強以上）が発生したとき」との参集基準に基づき、本庁対策本部要員としてあらかじめ指名されている者は、指示を待つことなく直ちに本庁に参集することとなる。なお、海上保安試験研究センターにおいても独自の参集基準が定められている。

一般継続重要業務を継続するための要員についても同様に、「大規模な地震（震度 6 弱、東京 23 区では震度 5 強以上）が発生したとき」との参集基準を適用し、首都圏においてこれに相当する地震の発生を認知し、当該重要業務を継続する必要がある場合には、指示を待つことなく、あらかじめ指示された時間内に本庁に参集するものとする。

ただし、海洋情報部職員にあっては、地震により海洋情報部庁舎（江東区青海）が使用できなくなった場合には、中央合同庁舎第 3 号館（千代田区霞ヶ関）又はあらかじめ指定された場所に参集するものとする。

#### イ 参集要領

首都直下型地震の発生を認知した本庁対策本部要員及び一般継続重要業務を継続するための要員（以下「参集要員」という。）は、家族を

含めた安否、参集の可否等に係る情報を速やかに所属する課（室、官、所）等の担当官に報告するとともに、参集可能な参集要員は、指示を待つことなく本庁に参集する。報告ができなかった場合でも、まずは参集することとし、参集途中で随時、報告を試みる。

参集時には、可能な限り本人用の飲食物等を持参するとともに、ビルの倒壊や火災等の被災状況を把握し、参集途上の安全を確保しつつ参集する。

交通の途絶等により、本庁に参集することができない場合であっても、試験研究センター又は最寄りの管区海上保安本部若しくはその事務所に参集することが可能である場合は、当該事務所等に参集し、本庁に連絡のうえ上司の指示を受けるものとする。

なお、参集できない場合の例は下記のとおりであり、参集要員が例示のような事態に遭遇し、参集できない旨の報告を行った後についても、連絡がとれるよう留意の上、可能な範囲で適宜、状況報告を行うものとする。

#### 【参集できない場合の例】

職員又はその家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇等に該当し、参集することが困難なとき
職員の住居又は職員に深く関係する者が被災した場合であって、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき
参集途上において、救命活動に参加する必要性が生じたとき 徒歩により参集せざるを得ない場合であって、その距離が概ね 20 km 以上のとき

#### ウ 参集後の行動

本庁に参集した参集要員は、本庁対策本部要員にあっては配置された各業務室の室員として当該災害応急対策業務に、一般継続重要業務を継続するための要員にあっては当該重要業務に直ちに従事する。

#### 非参集要員の行動

首都直下地震の発生を認知した非参集要員は、首都直下地震の発生により、非常時優先業務等の遂行に影響を及ぼす可能性があることを鑑み、家族を含めた安否、登庁の可否等に関する情報を所属する課（室、官、所）等の担当官に報告したうえで、徒歩等で登庁可能な職員にあっては参集するよう努めるものとし、登庁後は、上司の指示を受けつつ、非常時優先業務等に直ちに従事する。

また、徒歩等で登庁できない場合には、原則として公共交通機関が復旧するまでの間、連絡がとれるよう留意の上、自宅等で待機し、状況の把握に努めつつ上司からの指示を待つとともに、公共交通機関が復旧する等した場合には、速やかに本庁に登庁するものとする。

待機の間、自宅周辺の救出・救助活動、避難者支援活動に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力等に積極的に取り組む。

## (2) 勤務時間内に発災した場合

勤務時間内に発災した場合は、むやみに移動せず、被災状況、公共交通機関の復旧状況等が明らかになるまで庁舎内に待機し、状況把握に努めつつ各職員は次の行動をとる。

### 参集要員の行動

家族の安否確認を行った後、本庁対策本部要員にあつては、配置された各業務室の室員として当該応急対策業務に、重要業務を継続するための要員にあつては、当該一般継続重要業務に直ちに従事する。家族との連絡が取れない場合には、業務遂行に支障が生じないように非参集要員に安否確認を依頼する。どうしても家族の安否確認ができず、公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、代替要員を確保し、上司の許可を得て帰宅し家族の安否を確認する。

### 非参集要員の行動

家族の安否確認を行った後、被害の発生状況、公共交通機関の復旧状況等が明らかになるまでの間は、むやみに移動せず庁舎内に待機する(最低でも1日～2日の待機はあり得る)。どうしても家族の安否確認ができず、公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、上司の許可を得て帰宅し家族の安否を確認する。

庁舎内待機中は、参集要員の家族の安否確認支援、執務室等の復旧、支援物資の配給・調達等の後方支援業務、来庁者及び帰宅困難者の支援業務や一般継続重要業務等の支援に従事するとともに、必要に応じて庁舎周辺地域における救出・救助活動、避難者支援活動等に従事する。

公共交通機関の復旧等、帰宅可能になった場合には、上記の支援業務等が滞ることがないように帰宅時期等を関係者間で調整したうえで、上司の許可を得て帰宅するものとする。

## 3 安否確認及び参集状況の把握

職員及びその家族の安否確認は、非常時優先業務等に従事可能な職員を把握し、人的資源を効率的かつ効果的に運用するために、また、当該職員が安心して非常時優先業務等に携わるために地震発生後直ちに行うべき重要な確認作業である。このため、総務部秘書課から安否確認のための要領が職員に周知され

ているところであるが、安否確認に用いる連絡手段については、地震発生時にも使用可能と想定されている携帯メール等を活用した安否確認サービスを導入している。

安否確認サービスにより自動集計されるため、地震発生時における職員等の安否情報については、本庁対策本部（管理室）下に設置される職員等福祉班において取りまとめを行う。

安否確認サービスでは、職員の登庁可能時間についても自動集計を行うことができるため、要員の効率的かつ効果的な運用等に役立てるものとする。

また、安否確認を迅速に行うため、職員に対して、普段から家族内で携帯メールや災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認手段を確認しておくよう徹底を図る。

#### 4 権限委任

発災時において迅速かつ的確に業務を遂行するためには、組織内の業務を円滑に処理するための指揮命令系統が確立されていることが重要であることから、責任者が不在の場合も適切に意思決定ができるようあらかじめ定めた職務代行者の順序に従い権限委任を行う。

ただし、本庁へ参集ができない状況であっても、連絡が取れ指示を仰ぐことができる場合は、権限の委任は行わないこととする。

また、海上保安庁長官の権限に属する事務のうち、首都直下地震発生時において緊急に各管区海上保安本部長等が処理することができるようにするための必要な措置について検討する。

## 第5章 業務継続のための執務環境の確保

### 1 庁舎・設備

#### (1) 庁舎

##### 《中央合同庁舎第3号館》

本庁が入居する中央合同庁舎第3号館（千代田区霞が関）は、建物に作用する地震力を低減させる免震構造となっており高い耐震性能が確保されている。これまでの想定震度6強の地震動では、設備等を含め大きな被害は生じないと考えられるが、新たな想定震度7の揺れによる施設被害について検討を進める。

発災時には、本庁対策本部（後方支援室）の下に復旧班を編成し、庁舎安全点検チェックリストに基づき庁舎の緊急点検を行い、職員の立入等が危険と判断される箇所を認めた場合には、ロープ等で臨時に立入禁止区域を設定することとしている。

##### 《海洋情報部庁舎》

海洋情報部庁舎（江東区青海）は、災害時に情報収集や対策の立案などの中核機能を担うため、建築基準法で定める耐震基準の1.5倍の耐震性を有する施設として設計されており、平成28年度には霞ヶ関（中央合同庁舎4号館）に移転することとなっている。

##### 《海上保安試験研究センター庁舎》

海上保安試験研究センター庁舎（立川市）は、耐震診断により地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いと評価されており、これまでの想定震度6強の地震動では、人命の安全確保上問題となる大きな被害は生じないと考えられる（総合耐震計画基準に基づく施設分類は「類」であり、構造体の耐震安全性の評価も「d」）が、同庁舎は、発災時、中央合同庁舎第3号館の代替施設としての機能も求められていることから、今後、中央合同庁舎第3号館と同等の性能を満たすべく、検討と調整を行う。

また、現状では、新たな想定震度7の揺れにより、設備や試験研究資機材に被害の発生が懸念されることから、施設被害について検討を進めるとともに、発災時には、同センター管理課職員が中心となって、庁舎の緊急点検を行い、設備及び試験研究資機材（特に危険物、試験試薬等の状況）について点検を行うこととする。

#### (2) 電力

業務継続のために必要な機器のほとんどが電力に依存しており、商用電力が停止した場合における非常用電力の確保は極めて重要である。

#### 《中央合同庁舎第3号館》

中央合同庁舎第3号館において商用電源が停止した場合には、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、通常使用電力の半分程度を確保することとなっている。運用司令センター等の重要区画においては、ほぼ全ての機器について使用可能となるが、他の執務室においては、照明は4台に1台程度、コンセントは床コンセント（非常用電源コンセント）のみの供給となる。また、給電車による庁舎への電力供給も可能となっており、運用司令センターにおいては万が一の事態に備えて携帯用発電機2台が備えられている。

#### 《海洋情報部庁舎》

海洋情報部庁舎において商用電源が停止した場合には、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、通常使用電力の4割程度を確保することとなっているほか、航行警報運用室等の重要区画においては、ほぼ全ての機器について使用可能となるが、他の執務室においては、照明は5割程度、コンセントは非常用電源コンセントのみの供給となる。また、給電車による庁舎への電力供給も可能となっており、万が一の事態に備えて携帯用発電機2台が備えられている。

#### 《海上保安試験研究センター》

海上保安試験研究センターにおいて商用電源が停止した場合には、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、通常使用電力のほぼ全てが確保されることから、庁舎の防災上必要な負荷（消火設備、防災設備等）、継続すべき優先業務を実施する上で必要な負荷については通常どおりの使用が可能である。他の執務室等においても大型実験機器の運転を除いては、照明及びコンセントの使用は可能である。

### （3）備蓄

首都直下地震発生時に、参集要員を始めとする職員が非常時優先業務等を実施するために必要な食料、飲料水、簡易トイレ等の物資が不足することのないよう、非常時優先業務に従事する職員の1週間分及びその他の職員の3日分程度の物資を備蓄することを基本にして、総務部国際・危機管理官において備蓄計画を作成し、備蓄物品の購入、更新等を行う。

さらに、総務部秘書課において、バール、ジャッキ、担架等救助に必要な物資の備蓄を行うものとする。

#### 《中央合同庁舎第3号館》

中央合同庁舎第3号館に勤務する非常時優先業務等に従事する職員の1週間分及びその他の職員の3日分の食料、飲料水、簡易トイレ等を備蓄する。発災時には、本庁対策本部（後方支援室）の下に設置される対策本部等職員支

援班により備蓄物品の配給体制を確立する。

#### 《海洋情報部庁舎》

海洋情報部庁舎に勤務する非常時優先業務等に従事する職員の1週間分及びその他の職員の3日分の食料、飲料水、簡易トイレ等を備蓄する。発災時には、本庁対策本部(海洋情報業務室)の下に設置される総括班により備蓄物品の配給体制を確立する。

#### 《海上保安試験研究センター》

海上保安試験研究センターに勤務する非常時優先業務等に従事する職員の1週間分及びその他の職員の3日分に加え、同センターに本庁対策本部が設置された場合に備えた数及び立川広域防災基地を拠点としてヘリコプターにより災害応急活動に当たる航空要員等を想定した数の食料、飲料水、簡易トイレ等を備蓄する。発災時には、同センター管理課が中心となって備蓄物品の配給体制を確立する。

### (4) 什器転倒防止対策

各課(室、官、所)の長は、執務室の書棚、ロッカー、OA機器等の什器転倒防止対策については、地震発生時における負傷者防止対策及び非常時優先業務等の業務継続の観点から実施する。

また、特に重要なOA機器等は固定を行い、什器の固定状況、落下のおそれがある重量物等の状況を確認し、未対策の什器については、速やかに什器の転倒等防止対策を講じるとともに、重量物等を移動し、その状況を常に確認するものとする。

総務部秘書課においては、庁舎管理担当部局と連携を図りつつ、中央合同庁舎第3号館における什器転倒防止対策の実施状況を把握し、対策状況が確認できないものも含めて転倒等の可能性があるものについては、シールを貼付して注意喚起を図る等の指導・監督を行う(具体的な対策の実施に当たっては、内閣府及び東京消防庁の指針を参考とする。)

海洋情報部庁舎については海洋情報部企画課が、海上保安試験研究センター庁舎については同センター管理課が担当し、中央合同庁舎第3号館と同様の什器転倒防止対策を推進するとともに、特に試験研究用資機材については厳重な転倒防止対策を講じるものとする。

## 2 情報通信

### (1) 応急通信の確保

首都直下地震により通信が途絶した場合には、本庁対策本部における情報の収集、指示命令の伝達等が困難となり、応急対策業務の実施に重大な影響を及ぼす。

このため、首都直下地震が発生した場合には、通信施設の異状の有無を確



認するとともに、通信が途絶している場合には、速やかに中央防災無線網衛星地球局（移動局）装置を設営し、本庁対策本部と防災関係機関との間にホットラインを設定するほか、本庁及び立川広域防災基地の中央固定系等の無線運用を開始し、非常時における重要通信を確保する。

また、庁内における専用通信を確保するため、各種の通信設備により、本庁対策本部と管区対策本部等との間におけるホットラインを設定するとともに、船艇・航空機等との間における通信を確保する。

## （２）電話設備

首都直下地震により電話設備に障害が発生した場合には、上記の通信業務班及び情報通信管理班の班員等により、速やかに電話交換機等の異状の有無を確認し、早期に復旧に当たる。

機器障害が甚大であり、職員作業にて復旧困難と判断される場合は、保守業者による復旧手続を進めることとし、復旧完了までの間は、NTT 災害時優先電話又は携帯電話等を活用することにより代替通信を確保する。

## （３）通信施設

地震発生時には、各種監視装置により速やかに通信施設の被害状況を確認するとともに、通信施設に被害が発生した場合は、早期復旧に努める。また、必要に応じて巡視船による通信代行を実施し、所要の通信を確保する。

このほか、老朽が進んだ通信施設については、今後、所要の調査を行い必要な対策等について検討を行う。

## （４）情報システム

### 情報システム及び回線の保守・管理

地震により情報システムに障害が発生した場合には、情報通信管理班員等により障害箇所を特定、復旧作業に着手し、職員による復旧が困難な場合には業者を早急に手配する。

庁舎の非常用電源供給までの間は、CVCF（定電圧定周波電源装置）により電源の瞬断を防ぐなど、情報システムの運用継続のための措置を構ずる。

このほか、遠隔地へのバックアップセンターの設置等中央合同庁舎第３号館被災時における情報システム運用継続のための対策を進める。

### 蓄積データのバックアップ

職員が作成した業務データについては、データ管理要領に従って、必要に応じバックアップを実施しているところではあるが、今後、特に重要な特定業務データについては、遠隔地におけるバックアップ等について検討を促進する。

## 3 広報

特に情報が不足する地震発生直後においては、国民に対して被害の発生状況

や災害応急対策の実施状況等に関する正確な情報を迅速かつ的確に提供し、適切な行動を呼びかけるとともに、国民の不安を払拭することが極めて重要である。

このため、首都直下地震が発生した場合には、直ちに本庁対策本部（管理室）の下に広報班を設置し、報道機関や海上保安庁のホームページ等を通じて、ヘリコプター等で収集した映像情報を含む災害情報を速やかに提供する体制を整えている。

#### 4 来庁者及び帰宅困難者への対応

地震発生時における来庁者及び帰宅困難者への対応については、非常時優先業務等の継続に支障が生じないことを基本としつつ、適切に対応するものとする。

具体的には、中央合同庁舎第3号館においては、本庁対策本部（管理室）の下に設置される職員等福祉班が庁舎管理担当部局と連携しつつ、海洋情報部庁舎においては、本庁対策本部（海洋情報業務室）の下に設置される総括班により、海上保安試験研究センターにおいては、同センター管理課が中心となって、地震発生後、直ちに庁舎内の来庁者及び庁舎外の帰宅困難者等の状況を確認し、必要に応じて門・玄関の閉鎖や職員の配置等による出入り管理等を行うとともに、来庁者及び帰宅困難者について次の対応をとる。

##### 来庁者への対応

来庁者については、指定する場所での一時待機を依頼するとともに、庁舎内の移動は最低限に留めるよう措置する。

うち緊急に手当が必要な負傷者・急病人については、可能な救急・救命措置、応急手当を施し医療機関等へ搬送するとともに、軽傷者には可能な応急手当を施し、他の来庁者とともに指定する場所において一時待機するよう依頼する。

##### 帰宅困難者への対応

庁舎外の帰宅困難者等については、非常時優先業務等の継続に支障がない範囲内において、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受入施設の紹介等の可能な支援を行う。

うち移動させることが困難な負傷者や急病人については、可能な救急・救命措置、応急手当を施し医療機関等へ搬送する等適切な支援を行う。

#### 5 負傷者の救護

地震発生時において、庁舎内又は門扉付近で負傷者が発生した場合には、直ちに最寄りの者が協力して可能な救急・救命措置、応急手当等を実施することを基本とする。中央合同庁舎第3号館においては、本庁対策本部（管理室）の下に設置される職員等福祉班が医務室等と連携しつつ、海洋情報部庁舎におい

ては、本庁対策本部（海洋情報業務室）の下に設置される総括班が医務室と連携しつつ、海上保安試験研究センターにおいては、同センター管理課が中心となって、医療機関への搬送等の総合調整を行う。なお、職員が負傷した場合には、安否情報として速やかに職員等福祉班へ連絡するとともに、医療機関へ搬送した場合には、当該負傷者の家族等へその旨連絡するものとする。

## 6 本庁対策本部の代替施設

本庁対策本部が設置される中央合同庁舎第3号館は、本計画で想定する都心南部直下地震では設備等を含めて大きな被害は生じないと考えられている。

一方、海上保安庁では、従来から大規模地震の発生等に備えて、ヘリポート等を有する防災拠点の確保に努めており、立川広域防災基地内には海上保安試験研究センターを、横浜港内には横浜海上防災基地を有している。

現時点では予見できない不測の事態が発生し、中央合同庁舎第3号館に大きな被害が発生した場合には、代替施設としてこれらの施設等を有効に活用し、次の考え方にに基づき、本庁対策本部機能の全部又は一部を設置することとしている。

被害の発生状況等に応じて臨機に対応できるよう、代替施設として活用可能な施設を複数あらかじめリストアップし、最適な施設に対策本部機能の全部又は一部を設置する（複数施設に機能を分散設置することも想定）。

設置に当たっては、政府の緊急災害対策本部との十分な連携が確保できるよう、同本部の設置場所との近接を考慮する。

### 【参考】政府緊急災害対策本部の代替順序（政府業務継続計画より）

内閣府（中央合同庁舎8号館）

防衛省（中央指揮所）

立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）

なお、政府業務継続計画第2章第1節7に定める内閣府による庁舎のあっせんについて、非常時優先業務の全部又は一部を継続することが困難な場合に、これを活用することとなっていることから、必要に応じて庁舎のあっせんの活用について検討する。

## 第6章 教育訓練等

### 1 教育訓練

業務継続計画を実効あるものとするためには、平素から教育訓練を通じて、全職員が業務継続の重要性を認識し、発災時において各職員・各部署がとるべき行動を把握しておくことが重要である。

海上保安庁では、海上保安庁防災業務計画に基づき、地震防災への対応に関する基礎教育や研修を行っているほか、大規模地震を想定した訓練を定期的実施しており、当該訓練の実施に当たっては、次のような業務継続の確保に資する訓練も併せて実施している。

- ・職員呼集・情報伝達訓練
- ・徒歩参集訓練
- ・対策本部設置・運営訓練
- ・船艇・航空機等の動員手続訓練
- ・応急通信訓練
- ・非常用食料等の備蓄状況の確認・点検

今後は、上記訓練に加えて、安否確認訓練や庁舎機能の応急復旧等に関する訓練等の業務継続の確保に資する訓練も積極的に実施するとともに、業務継続に関する研修等を充実させ、業務継続力の向上に努める。

### 2 評価

業務継続計画の実効性について、内閣府が定める評価の項目及び手法により、上記教育訓練の結果等を踏まえた自己評価を行い、課題等を明らかにして、必要な場合は業務継続計画の見直し等改善体制を図る等、PDCAサイクルで定期的に見直しを行うものとする。

### 3 各職員の業務継続のための備え

発災時において、各職員が安心して業務継続のための行動をとれるようにするためには、各職員・家族等の安全確保が重要であり、平素から次のような備えが必要である。

- ・家族で避難場所や避難経路を確認しておくこと
- ・非常持出品をリュックサックなどにまとめて目のつきやすい所において置くこと
- ・家具類の転倒・落下防止対策を講じておくこと
- ・家族の安否確認手段を確認しておくこと（災害伝言ダイヤル「171」等の活用）

特に参集要員に指名されている職員においては、徒歩による参集を想定した備えが必要であり、歩きやすい靴、雨着（防寒）、帽子、手袋、飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ等の準備を推奨する。また、徒歩参集訓練等の機会を利用して、安全な参集経路を設定・確認しておくとともに、障害となり得る橋、高架、老朽ビル等の位置を把握しておくものとする。